小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第５１号

栃木県栃木市大宮町2600番地　市営住宅Ｒ－７号

再生債務者　小杉三惠子

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成18年７月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年10月12日

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成１７年（再イ）第５２号

栃木県栃木市大宮町2600番地　市営住宅Ｒ－７号

再生債務者　小杉　樹雄

１　主文　本件再生計画を取り消す。

２　理由の要旨　平成18年７月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年10月12日

宇都宮地方裁判所栃木支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第８号

秋田県南秋田郡五城目町字石田六ケ村堰添１番地６

再生債務者　村井　清美

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成24年10月15日

秋田地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第４号

福島県田村郡三春町大字下舞木字虫内161番地の11

再生債務者　小林　智子

１　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月５日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月19日から平成24年11月26日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２４年（再ロ）第８号

千葉県我孫子市寿２丁目９番15号

再生債務者　野津　一晃

１　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月６日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月13日から平成24年11月27日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再ロ）第３号

栃木県小山市西城南５丁目９番地４

再生債務者　上沢　昌雄

１　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月27日から平成24年12月４日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（再ロ）第５号

滋賀県甲賀市水口町下山693番地461

再生債務者　河野　文俊

１　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年11月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年11月27日から平成24年12月４日まで

大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００５４号

東京都新宿区高田馬場４―33―１―410

再生債務者　渡部　洋一

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月24日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年10月26日まで

平成24年10月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第３号

青森県弘前市大字稲田２丁目７番地７　ヴィラジョウトウ105号

再生債務者　髙橋　耕太

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月９日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月５日まで

平成24年10月15日　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（再ロ）第９号

札幌市中央区南４条西18丁目１番７―602号

再生債務者　三浦　春雄

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月11日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月13日まで

平成24年10月16日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第１号

京都府福知山市鴨野町39番地

再生債務者　高倉　　明

１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月21日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年11月15日まで

平成24年10月15日

京都地方裁判所福知山支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号

京都府綾部市味方町中ノ坪３番地の２

再生債務者　安達　弥一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月15日

京都地方裁判所福知山支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１００５号

茨城県水戸市堀町2065番地　壱番館301号

再生債務者　関　　茂

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月12日　　水戸地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１０号

兵庫県尼崎市塚口本町１丁目２番35号　カーサフェリーチェ102

再生債務者　山口　実男

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月15日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第４２号

大阪市東淀川区大桐２丁目13番18―605号

再生債務者　頓宮寿美子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年10月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月16日

大阪地方裁判所第６民事部

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第91条及び同法施行令第58条の規定により、次のとおり公告します。

１．基金の名称　日本マタイ企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都台東区元浅草二丁目６番７号

３．事業所の名称及び所在地　日本マタイ株式会社　東京都台東区、日本マタイ企業年金基金　東京都台東区、マタイ紙工株式会社　群馬県高崎市

４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条第１項による

５．解散認可年月日　平成24年10月１日

平成 24 年 10 月 24 日

東京都台東区元浅草二丁目６番７号

日本マタイ企業年金基金

理事長職務代理者　西山　博文

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第81条第１項の規定により解散したので、同法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　西山　博文

２．住所　埼玉県さいたま市南区辻３―２―３―703

平成 24 年 10 月 24 日

日本マタイ企業年金基金

理事長職務代理者　西山　博文